平成２５年（フ）第４０３号
相模原市緑区橋本１丁目９番10号　セジュール橋本301
債務者　越智　英明
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４０７号
相模原市南区上鶴間１丁目４番25号　プラムシティⅢ103号
債務者　井上　未来
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４１０号
相模原市中央区鹿沼台２丁目12番23号　アザーレ淵野辺101
債務者　佐藤　裕一
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４１２号
相模原市南区鵜野森２丁目18番６号
債務者　浦田　和志
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１３２号
岐阜県多治見市坂上町９丁目38番地の１フォーブル浅井Ａ―106
債務者　福田　裕子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１４５号
岐阜県多治見市赤坂町２丁目29番地の８
債務者　今枝　　昭
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第４１８号
静岡県三島市東大場１―７―２、住民票上の住所静岡県三島市富田町２番22号　レイクサイドキミガサワ101
債務者　渡邉　真生（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４１９号
静岡県沼津市寿町９番17号　杉山マンション101号
債務者　川崎　照信
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９１号
京都市東山区白川筋三条下る３丁目唐戸鼻町561番地　リエス東山三条106
債務者　宮沢　享子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６０号
京都市西京区川島東代町54番地の７
債務者　太田　広泰
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７０号
京都市右京区御室岡ノ裾町17番地
債務者　相原　元治
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１２６９号
福岡市南区柏原５丁目11番14号
破産者　株式会社ＧＱマネジメント
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３６３６号
東京都足立区鹿浜６丁目14―５―205
破産者　小山　雅俊
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８４号
東京都足立区東綾瀬３丁目１―17―301
破産者　佐藤富士子
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０４８号
静岡県富士市浅間上町13―16
破産者　風間富久蔵
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８７５号
神奈川県川崎市中原区丸子通２―682―301、住民票上の住所神奈川県川崎市中原区上丸子八幡町796―３―401
破産者　小池　　満
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６４２号
東京都港区赤坂９丁目１番７号
破産者　株式会社ウオーク
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８８２号
埼玉県さいたま市北区土呂町１丁目49―14―102
破産者　勝家　秀治
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部